

奈 総 法 号 外
令和 6 年 1 月 15 日

各介護保険施設等管理者 様
各指定障害福祉サービス事業所等管理者 様

奈良市長 仲川 元庸
(公印省略)

令和 5 年度介護保険施設等及び指定障害福祉サービス事業者等の集団指導の実施について (通知)

平素は、本市の福祉事業の推進につきまして、格別のご協力とご理解をいただきありがとうございます。

本市では、福祉事業の制度の円滑な運営を図るため、奈良市内所在の介護保険施設等及び指定障害福祉サービス事業者等を対象とした集団指導を毎年度実施しているところですが、令和 5 年度におきましては、昨年度に引き続き、奈良市ホームページへの資料掲載の形式で下記のとおり実施します。

ご多忙の折とは存じますが、管理者又はこれに準じる職員におかれましては、受講していただきますようお願いいたします。

記

1 指導内容 (予定)

【介護保険施設等】

- (1) 介護福祉課からのお知らせ
- (2) 介護保険請求事務について
- (3) 指導監査の結果について 等

【障害福祉サービス等】

- (1) 障がい福祉課からのお知らせ
- (2) 障害福祉サービス・障害児支援請求事務について
- (3) 指導監査の結果について 等

※ **介護保険施設等と障害福祉サービス等の指導内容は異なります。**双方の事業を実施している事業所等におかれましては、**両部門の受講をお願いいたします。**

2 受講対象事業所

【介護保険施設等】

奈良市において指定又は許可されている次のサービスの事業所 (現在休止中または利用者がいない場合を含む。)

ただし、介護保険法第 71 条によるみなし指定の事業所は、令和 5 年 4 月以降にサービス提供実績がある場合のみ対象

※ 軽費老人ホームの受講は任意です。基準該当事業所は対象外ですが、任意で受講していただくことはできます。

訪問介護、訪問入浴介護*、訪問看護*、訪問リハビリテーション*、居宅療養管理指導*、通所介護、通所リハビリテーション*、短期入所生活介護*、短期入所療養介護*、特定施設入居者生活介護*、福祉用具貸与*、特定福祉用具販売*、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護*、小規模多機能型居宅介護*、認知症対応型共同生活介護*、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、居宅介護支援、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、介護予防支援

※ *を付した事業は、介護予防を含む。

【障害福祉サービス等】

奈良市において指定されているサービスの事業所（現在休止中または利用者がいない場合を含む。）

※ 基準該当事業所は対象外ですが、任意で受講していただくことはできます。

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助、施設入所支援（障害者支援施設）、地域移行支援、地域定着支援、計画相談支援

児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、障害児相談支援

3 受講方法

下記ホームページに資料等を令和6年3月15日（金曜日）から掲載予定です。掲載資料を確認した後、受講確認票を提出してください。受講確認票の提出をもって、令和5年度の集団指導を受講したものと扱います。

【資料及び受講確認票の掲載場所】

URL：<https://www.city.nara.lg.jp/soshiki/9/194420.html>

（トップページ > 組織でさがす > 法務ガバナンス課 > 令和5年度介護保険施設等及び指定障害福祉サービス事業者等の集団指導）

【受講確認票の提出】

提出期間 令和6年3月15日（金曜日）から令和6年3月31日（日曜日）

提出方法 法務ガバナンス課指導監査係まで、電子メールにてご提出ください。電子メールでの提出が困難な事情がある場合に限り、FAX又は郵送にて提出してください。

なお、送付先は障がい福祉課・介護福祉課ではありませんので、ご注意ください。

・電子メール送付先：shuudanshidou@city.nara.lg.jp

※ メール標題に「【事業所名】受講確認票の提出」と記載してください。

・FAX送付先：0742-34-4872

・郵送先：〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号 法務ガバナンス課 指導監査係

4 注意事項

- 本通知につきましては、事業所で複数のサービスの指定を受けている場合はサービスごとに周知をお願いします。
- 必要に応じて、法人内の全対象事業所（奈良市内所在の介護保険施設等及び指定障害福祉サービス事業所等に限り）に本件通知の周知をお願いいたします。

【問合せ先】

奈良市総務部法務ガバナンス課 指導監査係

電話 0742-34-4513（直通）

FAX 0742-34-4872

電子メール：shuudanshidou@city.nara.lg.jp